

正規・契約職員募集（随時）

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 正規職員
募集要項【福祉職】キャリア採用・一般採用（通年）

・キャリア採用は、一般採用（通年）との併願が可能です。
・一般採用（通年）は、正規職員と契約職員の併願が可能です。

令和 5 年 4 月 1 日
社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

キャリア採用とは

- ・施設等における職務経験を有する方を、選考により、2級職として採用する制度です。
- ・採用後は、施設等における職務経験を活かし、同施設種別における即戦力として力を発揮していただきます。
- ・その後は、異なる施設種別間（児童養護又は障害）の異動の可能性を含めて、幅広く活躍していただきます。

1 募集内容

採用種別	キャリア採用	一般採用（通年）
採用職種	福 祉	
雇用形態	正規職員（2級職として採用）	正規職員、契約職員
雇用期間	無 期	【正規職員】無期 【契約職員】3年間 ※雇用期間中に契約職員から正規職員への採用選考があります。
採用予定人数	若干名（随時募集、定員に達し次第終了）	20名程度（随時募集、定員に達し次第終了）
勤務形態	交替制勤務（夜勤、早・遅番、日勤、宿直等）	
職務内容	児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設における利用者の生活支援等	
勤務先施設	別紙「勤務先施設一覧」のとおり	
給与（報酬）	【介護福祉士、保育士、児童指導員任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人】	（経験20年の場合） 363,400円 （大卒経験5年の場合） 303,200円 （短大卒経験5年の場合） 287,800円 【正規職員】 （大卒経験5年の場合） 292,600円 （短大卒経験5年の場合） 278,400円 （大学新卒の場合） 269,600円 （短大新卒の場合） 250,500円 【契約職員】 237,500円
	【訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程、介護職員初任者研修課程及び実務者研修課程のうちいずれかの研修を修了した人】	【正規職員】 （大卒経験5年の場合） 289,500円 （短大卒経験5年の場合） 275,200円 （大学新卒の場合） 266,400円 （短大新卒の場合） 247,400円 【契約職員】 234,400円
	上記に該当しない方	【契約職員】 231,200円 ※介護職員初任者研修受講支援制度を利用し、研修を受講していただきます。詳細は「8 介護職員初任者研修受講支援制度について」をご参照ください。
		※令和5年4月1日時点 ※上記金額は、給料月額に夜間業務手当・夜勤手当（月5回夜勤の場合）を加えた例です。 ア 受験資格に必要な職務経験を超えて、職歴等がある人は、年数に応じて、一定の基準により、初任給の月額が加算されます。 イ 上記のほか、期末・勤勉手当（4.55月分（基本））、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。 ウ 一定の基準に応じた昇給・昇格制度があります。 エ 資格要件の詳細については「2受験資格」の「資格・免許」欄をご覧ください。 ※採用予定日前に、給料月額・手当等の改定があった場合は、その定めによります。
昇任制度	能力や業績等に基づく選考により昇任する仕組みとなっています。	
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、妊娠出産休暇、育児時間等）、育児休業等の制度があります。	
社会保険等	社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労災保険、退職手当共済制度があります。	
福利厚生	（一財）東京都人材支援事業団が実施する様々な福利厚生事業を利用できます。	
その他	各施設に職員住宅又は借り上げ住宅があります。（住宅使用料は一部本人負担）	

2 受験資格

項目	要件	
採用種別	キャリア採用	一般採用(通年)
年齢	採用予定日現在、満25歳以上60歳未満の人	採用予定日現在、 【正規職員】満20歳以上60歳未満の人 【契約職員】満20歳以上65歳未満の人
職務経験	施設等経験 5年 ※原則、社会福祉法第2条に基づき施設・事業のうち、児童福祉法、障害者総合支援法及び老人福祉法に規定する施設・事業での経験を対象とします。ただし、これらの施設・事業での経験と同等の経験であると認められる場合、当該経験を対象とすることもあります。	要件なし
資格・免許	<p>【資格保有者】</p> <p>①介護福祉士、②保育士、③児童指導員任用資格※、④社会福祉士、⑤精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人（※幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育職員免許を有する（見込の）人は、「児童指導員任用資格」を有しています。また大学で社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学部、学科を卒業する方は卒業時に取得できます）</p> <p>【介護職員初任者研修等の研修修了者】（一般採用のみ）</p> <p>⑥訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程、⑦介護職員初任者研修課程、⑧実務者研修課程のいずれかの研修を修了していること</p> <p>【資格非保有者かつ研修未修了者】（一般採用のみ）</p> <p>契約職員としての採用となります。「8介護職員初任者研修制度について」をご確認ください。</p> <p>※採用予定日の前日までに取得（修了）見込の人でも受験可能です。</p> <p>ただし、資格・免許を取得（研修を修了）できなかった場合は資格・免許を取得（研修を修了）していない方としての採用となります。</p> <p>※児童養護施設での勤務には、上記②、③、④及び⑤いずれかの資格が必要となります。</p>	

※次に該当する人は、申し込むことができません。

・禁固以上の刑に処され、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなる日までの人

※受験資格の有無、申込書類の記載事項等について確認を行います。記載事項に虚偽があると、採用される資格を失います。

※過去に東京都社会福祉事業団の正規職員であった方は、こちらの選考は受験できません。再採用制度にてお申し込みください。

3 選考内容等

(1) 選考内容

採用種別	キャリア採用	一般採用(通年)
選考内容	ア 書類審査（職務経歴書を含む。）	ア 書類審査
	イ 適性検査（65分程度）WEB上で実施 職務遂行上の基礎能力、仕事への適性等を検査	イ 適性検査（65分程度）WEB上で実施 職務遂行上の基礎能力、仕事への適性等を検査 ※適性検査は正規職員選考のみで実施します。
	ウ 筆記考査（作文）（90分程度） 選考日に1500字程度の作文を書いていただきます。	ウ 筆記考査（作文） 事前課題として受験票発送時に通知します。 800字程度の作文を作成（指定様式に手書き）、 面接当日お持ちいただきます。
	エ 面接（45分程度）	エ 面接（30分程度）

(2) 選考日 及び 選考会場

選考日	選考会場(予定)
<p>別途指定する日</p> <p>なお、年5回(5月、6月、7月、9月、10月、11月)の一般採用選考(4月採用分)を実施しており、同日での選考をお願いする可能性があります。一般採用選考日は事業団HPをご覧ください。</p>	<p>東京都社会福祉事業団事務局（東京都新宿区大久保3-10-1-201） 又は 東京都社会福祉保健医療研修センター（東京都文京区小日向4-1-6） 又は 戸山サンライズ（東京都新宿区戸山1-22-1）</p>

※受験者と個別調整のうえ、選考時間等の詳細は、後日送付する「受験票」にてお知らせします。

4 合格発表

結果については、面接終了後2週間以内を目途に、可否に関わらず、受験者全員に「特定記録郵便」にて通知します。
2週間経過後も合否通知が届かない場合には、事業団事務局採用担当までお問い合わせください。

5 採用予定日

随時 ※応相談

6 申込方法等

次の書類を郵送又は持参により提出してください。

ア 申込書兼履歴書

- ・別添の指定様式を使用し、必ず写真を貼付してください。
- ・指定様式は、当法人ホームページからダウンロードすることもできます。

イ 資格・免許(取得見込)証明書

- ・資格・免許証の場合は、写しで可。
- ・「児童指導員任用資格」の場合は、学校等の卒業証明書、児童指導員任用資格取得証明書、社会福祉施設の在職証明書など、資格要件が証明できるもの。
- ・採用予定日の前日までに資格・免許を取得見込の方は、学校等の卒業見込証明書、児童指導員任用資格取得見込証明書又は国家試験の受験申込書・受験票の写しなど資格要件が証明できるもの。(研修を修了見込の方は、修了見込証明書又は研修の受講案内等の研修日程を確認できる書類及び学生証の写し等の研修を受講中であることが証明できるもの。)

ウ 職務経歴書

- ・別添の指定様式を使用してください。
- ・指定様式は、当法人ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・合格通知後、職務経験を証明する書類を提出していただきます。
受験資格を満たすのに必要な職務経験の証明ができない場合は、採用されないことがあります。

- 提出された書類等は返却いたしません。選考終了後、当法人にて責任を持って廃棄処分いたします。
- 今回の申込手続きにより取得する個人情報については、職員採用の目的以外に利用することはありません。

7 申込先(問い合わせ先)

申込先 (問い合わせ先)	〒169-0072 東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号 社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局(採用担当)	TEL 03(5291)3605
-----------------	--	------------------

※申込後に転居等で住所が変わった場合は、速やかに上記「申込先(問い合わせ先)」までご連絡ください。

8 介護職員初任者研修支援制度について

【契約職員のみ】

資格を有しない方及び研修未修了者には、障害者施設の現場で実務経験を積みながら介護職員初任者研修を受講していただきます。制度の概要は以下のとおりです。

- (1) 受講料を支援します。(上限6万円。研修終了後、一定期間勤務した場合に助成金として支給します。)
- (2) 初任者研修受講する場合は特別休暇(報酬減額免除)として扱います。

※原則として、週に4日間は通常の勤務となります。

※研修を修了しなければ、正規職員内部選考を受験することはできません。